

宴会場のご利用に際して

ホテルグランヴィア和歌山では、宴会場または催事（以下、宴会等と称します）のご利用にあたって下記の規約を定めております。

宴会・催事規約

1. 宴会時間と追加料金

宴会場のご使用は、準備から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願い致します。また、宴会場ご使用時間から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過の場合は追加料金を頂戴致します。但し、次の宴会場使用時刻の関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2. お申込み金

宴会場をご予約いただいた場合、期限を定めてお申込み金を申し受けさせていただきます。お申込み金額は、ご宴会内容によって当社よりご提示させていただきます。

3. 前受金

当社からご提示致しましたお見積概算額を、期限を定めてお支払いいただけます。

4. お支払い

ご宴会等に関する一切の費用は（お申込み金・前受金をお支払いいただいた場合はその残金）ご請求書到着後1ヵ月以内に銀行振込又は、現金にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

5. 有料人数の算定

お料理などをご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）の最終ご注文数は、ご宴会等の開催日の3日前までに当社の担当係員にご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数よりも減少した場合でも最終ご注文数の料金をご請求させていただきます。

6. 取消料

すでにご予約いただいたご宴会等をお取消になる場合、及び期日を変更される場合は下記の取消料及び変更料を頂戴致します。

※日数は、お申込みの翌日から起算いたします。	
開催日の119日前～90日前まで	最新のお見積総額の10%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の89日前～60日前まで	最新のお見積総額の20%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の59日前～30日前まで	最新のお見積総額の30%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の29日前～20日前まで	最新のお見積総額の50%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の19日前～10日前まで	最新のお見積総額の70%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の9日前～3日前まで	最新のお見積総額の80%（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。
開催日の2日前～当日	最新のお見積総額の全額（サービス料は除く）手配済のものは実費請求とさせていただきます。

※ お車をご利用のお客様に於かれましては、飲酒運転根絶にご理解とご協力をお願い申し上げます。

7. 装飾・余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響・照明、余興、音楽、コンパニオン、引出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。お客様のご都合で、当ホテル指定業者以外の業者をご利用される場合は事前に当ホテルの了解を得たうえでご手配くださいますようお願い申し上げます。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示

当ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に装飾、余興等の前項に関する搬入・搬出又は看板のサイズ・取付方法・設置場所は当ホテルの指示にしたがっていただきます。

9. 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10. 禁止事項

- 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ①盲導犬等の介護目的の動物以外の犬、猫、鳥類、虫類及び家畜類等の動物を持ち込むこと。
 - ②火薬や発火物、引火性の物品などの危険物を持ち込むこと。
 - ③悪臭を発生するものを持ち込むこと。
 - ④法令または公序良俗に反する行為および他のお客様にご迷惑になる言動。
 - ⑤備付品を移動すること。
 - ⑥ご予約時の使用目的以外に利用すること。
 - ⑦その他法令で禁じられている行為をすること。

11. 契約の解除

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。

- (1) 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - ・暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ・法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動や行動をした場合。
- (3) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。



HOTEL GRANVIA
WAKAYAMA